

【改正の概要】

改正箇所	改正後
●第25条 第1項第1号 開発事業事前相談カード提出日の起算日を変更 〈改正前〉 標識を設置しようとする日の5日前までに提出	開発事業事前協議書を提出しようとする日の3週間前。ただし、大規模開発事業の場合には、同日の4週間前
●第26条 第4項 開発標識の設置時期を変更 〈改正前〉 ・開発事業の場合、開発事業事前協議書を提出しようとする日の10日前から設置 ・大規模開発事業の場合、開発事業事前協議書を提出しようとする日の20日前から設置	開発事業事前協議書を提出する日に設置
●第29条 第1項 隣接関係住民への説明期間を規定 第4項 隣接関係住民への説明項目を追加	第1項 開発事前協議書を提出した日から10日以内に説明 第4項 「意見書の提出期限及び提出先」を説明事項に追加
●第30条 第1項 近隣説明報告書の提出期限を変更 〈改正前〉 開発事業協定締結申請書を提出しようとする日の10日前までに提出	説明を終えた日から1週間以内に提出 (個別説明の場合は、最後の説明終了後)
●第31条 第1項 隣接関係住民からの意見書提出期間の起算日変更及び期間延長 〈改正前〉 開発事業事前協議書の提出があった日から2週間以内に提出	説明期間の最終日から2週間以内に提出 (事前協議書提出後24日以内)
●様式整備	

【改正後の手続フロー】

